

■財務省が社会保障制度改革工程表を提示

財務省は、10月9日に開催した財政制度分科会で、2020年度までに実施する社会保障制度の「改革工程表」を示しました。「工程表」は、今年6月に閣議決定された「骨太の方針」に盛り込まれた医療・介護・年金など44項目について、改革の方向性や具体的な検討・実施時期を示したものです。

後期高齢者など高齢者の高額療養費の引き上げなど提示

医療では、できる限り早期に取りまとめるべきものとして、「後期高齢者の窓口負担の引き上げ（原則2割へ）」、2016年年末までに結論を得るものとして、「高齢者の高額療養費の負担引き上げ（現役なみ所得者へ）」や「入院時の居住費の負担」など、2017年通常国会までに法案提出するものとして、「湿布や目薬などの市販品類似薬の保険給付外し」などが掲げられています。



介護保険 所得にかかわらず自己負担2割へ

介護では、「利用者負担の引き上げ」が、今年8月に一定所得以上が1割から2割へ引き上げられたばかりですが、「工程表」では、所得にかかわらず65～74歳を2割負担へ引き上げ（2016年末までに結論）、その後、75歳以上も原則2割負担にすること（できる限り早期に取りまとめ）と提案しています。また、要介護1、2の通所介護（デイサービス）についても、保険給付から外し、自治体予算の範囲で行う地域支援事業へ移行する（2016年までに結論）としています。



財務省の社会保障制度改革工程表より（一部）

2016 年末までに結論	<ul style="list-style-type: none">・ 高齢者の高額療養費の負担引き上げ・ 入院時の居住費（光熱費）の負担
2017 年通常国会までに法案提出	<ul style="list-style-type: none">・ 湿布や目薬などの市販品類似薬は保険給付外・ かかりつけ医以外を受診した場合の定額負担・ 65～74歳の介護保険利用者負担を2割へ引き上げ・ 要介護1、2の通所介護を地域支援事業へ移行・ 高所得者の年金の一部支給停止
できる限り早期に取りまとめ	<ul style="list-style-type: none">・ 後期高齢者の窓口負担を2割へ引き上げ・ 75歳以上の介護保険利用者負担を2割へ引き上げ

政府の経済財政諮問会議は、年末までに2020年度までの改革工程表をとりまとめることにしており、財務省は、今回まとめた改革案を政府案に反映させたい考えです。

参考：http://www.mof.go.jp/about_mof/councils/fiscal_system_council/sub-of_fiscal_system/proceedings/material/zaiseia271009.html

高齢者の高額療養費が現役なみ所得へ引き上げられた場合、透析を受けている後期高齢者の「特定疾病療養受療証」においても、現在一律月額1万円のところ一定所得以上の人は月額2万円へ、住民税非課税者は、現在の月額8000円が1万円へ、それぞれ引き上がることが予想されます。その影響は、高齢者の高額療養費の負担月額を準用している「障害者医療費助成制度（一部自己負担）」を展開している自治体の制度へも及ぶものと思われ、全腎協では、引き続き財務省の動向についても注視していく予定です。